

短時間延長保育を希望される方へ

保護者の方の都合により、保育短時間（午前8時30分～午後4時30分）を超えて保育が必要となる場合、保育園に備えてある「短時間延長保育申込書」でお申し込みください。

1 短時間延長保育の時間及び期間等

- 1) 時間 (朝) 午前7時15分から午前8時30分まで
(夕) 午後4時30分から午後6時15分まで
- 2) 期間 お申込みから1年間(年度末)まで
- 3) 利用の区分 時間利用のみ(月額利用はありません。)

★利用時間の変更は随時可能ですが、変更する場合は「短時間延長保育申込書(変更)」の提出が必要です。

2 短時間延長保育の対象となるのは以下に該当する児童です。

- 1) 保護者のやむを得ない事情により、延長保育が必要であると認められる方
- 2) 延長保育を受けることにより児童の健康に影響を引き起こす恐れのない方
- 3) 1歳児～5歳児クラスの方

★延長保育を実施する保育園で、午前8時30分からの保育または、午後4時30分までの保育を受けていることが必要です。

★延長保育時間内に、児童のお迎えができることが必要です。

★対象となる方でも、週休・休日等家庭で保育ができる日は延長保育の対象とはなりません。

★短時間延長保育の時間を超えて(午後6時15分～)保育を必要とする方は、標準時間延長保育を合わせてお申し込みください。

※標準時間延長保育のお申込みに当たっては、別途「標準時間延長保育を希望される方へ」をご覧ください。

3 短時間延長保育の費用負担

児童1人につき 100円/15分(朝・夕の利用時間は別々に算定されます。)

例:朝10分利用と夕16分利用 → 朝100円+夕200円 合計300円となります。

※毎月の利用実績に応じて、利用のあった翌月に納付書を送付いたしますので、指定金融機関・市役所等でお支払いください。コンビニでのお支払いはできませんのでご注意ください。

(保育料を口座振替にされている場合も、短時間延長保育の費用負担は、毎月の納付書でのお支払いとなります。)

*延長保育の費用負担を滞納された場合、延長保育のご利用を制限する場合があります。

*保育料が免除されている場合は、延長保育の費用負担が免除となります。

*小平市以外にお住まいで保育料が免除されている方は、決定通知書等保育料の納付額が記載された書類(コピー可)を添付してお申し込みください。

4 申込み手続

「短時間延長保育申込書」をご記入の上、延長保育のご利用日までに各保育園にお申し込みください。

★その他不明な点がございましたら、各保育園にご相談ください。